

事 務 連 絡

平成21年10月23日

(社)日本医薬品卸業連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課

厚生労働省医薬食品局血液対策課

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンに係る販売実績の報告について

平成21年10月14日薬食血発1014第4号厚生労働省医政局経済課長、医薬食品局血液対策課長通知「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの流通について」において、当該ワクチンの医療機関への販売実績を販売業者(以下、「販社」)へ連絡するよう依頼したところであるが、販社への連絡にあたっては、下記事項についてご留意いただきたい。

ついては、貴職におかれては、貴会所属の会員に周知徹底をお願いする。

なお、別添(写)のとおり関係者宛事務連絡を発出したことを申し添える。

記

卸売販売業者による新型インフルエンザ A (H1N1) ワクチン (以下、「新型ワクチン」) の販売実績の販社への確実な報告について

販社は、各卸売販売業者が JD-Net 等を用いて報告した受託医療機関への販売実績をとりまとめて厚生労働省に報告することとなっている。当該データは、販売実績の把握だけでなく、副反応報告の解析データの一部としても活用されることから、卸売販売業者は以下 1 と 2 に留意し、遅滞なく販売実績を販社へ報告すること。

(1) JD-NET 利用可能な場合

- ① 卸売販売業者は、受託医療機関への販売実績を随時、JD-NET に入力し、遅滞なく販社に報告すること。その際、以下のスケジュールに留意し、報告すること

※販社は受託医療機関販売実績を厚生労働省へ 2 週間経過後の翌日に報告することとなっている。なお、報告日が休日、祝日である場合は、最初の営業日に報告する。

※第 1 回目の販社による厚生労働省へ報告は、10 月 9 日 (出荷日) から 2 週間分 (10 月 9 日～10 月 25 日納入分) の販売実績データをとりまとめて 10 月 26 日に行う。第 2 回目の販社報告は 10 月 26 日～11 月 8 日納入分を 11 月 9 日に厚生労働省へ報告する。第 3 回以降の報告については第 2 回目と同じ期間でとりまとめを行うこととする。

- ② JD-NET 上にロット番号情報を入力できない場合は、季節性インフルエンザワクチンにおける販社への報告方法により、受託医療機関に販売次第、速やかに販社へ報告すること。

(2) JD-NET 利用不可能な場合

取引関係のない販社が販売している新型ワクチンをいわゆる仲間売りにより購入した場合、JD-NET 利用が不可能となる場合がある。このような JD-NET に反映されない受託医療機関販売実績については、様式 2 により仲間売りを受けた卸売販売業者が受託医療機関への納入日より起算して 3 日以内に厚生労働省へ報告されたい。(報告先：wakutin@mhlw.go.jp)

なお、JD-Net 利用が不可能な場合、手続きの煩雑化や報告の遅滞が生じるおそれがあるため、できるだけ仲間売りを行わないこと。



事 務 連 絡
平成21年10月23日

(社)細菌製剤協会理事長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンに係る販売実績の報告について

「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの流通について」(平成21年10月14日薬食血発1014第4号厚生労働省医薬食品局血液対策課長通知)において、当該ワクチン販売業者(以下、「販社」)は、受託医療機関への販売実績を厚生労働省に報告するよう依頼したところであるが、厚生労働省への販売実績報告にあたっては、下記事項についてご留意いただきたい。

については、貴職におかれては、貴会所属の会員に周知徹底をお願いする。

なお、別添(写)のとおり関係者あて事務連絡を発出したことを申し添える。

記

新型インフルエンザ A(H1N1)ワクチン(以下、「新型ワクチン」)の受の販売実績の厚生労働省への確実な報告について

- (1) 販社が厚生労働省へ受託医療機関販売実績報告は2週間経過後の翌日に報告すること。報告日が休日、祝日である場合は、最初の営業日に報告すること。(報告先: wakutin@mhlw.go.jp)

※第1回目の販社報告は、10月9日(出荷日)から2週間分の販売実績データを出荷日から2週間経過後の翌日(10月26日)に販社が厚生労働省へ報告することになる。第2回目の販社報告は10月26日～11月8日納入分を11月9日に厚労省へ報告する。第3回以降の報告については第2回目と同様の取り扱いとする。

- (2) 期日までに様式1のロット番号(製造番号)の記載ができない場合は、ロット番号記載欄を空欄のまま期日までに報告すること。ロット番号が分かり次第、空欄で提出した様式に追記の上、速やかに報告すること。

- (3) 卸売販売業者に対して、受託医療機関への販売実績を随時、JD-NETに入力するよう依頼すること。

納入状況報告表

※医療機関の重複がないようにすること
 ※納入受託医療機関が多数ある場合は、適宜セルを挿入すること

(単位:本)

	納入受託医療機関名称	納入受託医療機関住所	納入時期	納入本数		ロット番号	備考
				1ml	10ml		
記載例	〇〇〇病院	△△△県××市□□町1-1-1	9月14日	10		MH01	
			9月15日		20	LW01	
			9月16日	5		MH01	
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							

以下省略

納入状況報告表

※JD-NETは補足できない融通、いわゆる仲間売りを行った場合に当該様式を利用すること
 ※医療機関の重複がないようにすること
 ※納入受託医療機関が多数ある場合は、適宜セルを挿入すること

(単位:本)

	納入受託医療機関名称	納入受託医療機関住所	受託医療機関 納入卸売販売業者	受託医療機関 納入卸売販売業者 へ融通した 卸売販売業者	銘柄	取扱販社	納入時期	納入本数		ロット番号	備考
								1ml	10ml		
記載例	〇〇〇病院	△△△県□□□市×××町1-1-1	AAA製薬	DDD製薬	化血研	アステラス	40101		10	MH01	
			BBB製薬		阪大機研	田辺三菱	40102	10		LW01	
			CCC製薬	EEE製薬	デンカ	アステラス	40100	10		AB01	
北海道											
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県											
茨城県											

以下省略